建築構造設計	一、九四〇
建築計画	一、二三〇
建築法規	九四五
測量	一、六九〇
土木施工	一、九四〇
土木基礎力学	三、三七五
土木構造設計	一、四六〇
社会基盤工学	一、〇一〇
工業化学	二、九七〇
化学工学	一、六七〇
地球環境化学	八七〇
ビジネス基礎	八二〇
商品と流通	七〇五
商業技術	一、〇二〇
マーケティング	五五〇
英語実務	一、〇四〇
経済活動と法	九七五
国際ビジネス	九九〇
簿記	一、二六五
会計	八三〇
原価計算	六六五
会計実務	六九五
情報処理	八五〇
ビジネス情報	九〇〇
文書デザイン	一、三五〇
プログラミング	一、〇五五
水産基礎	一、三二五
水産情報技術	二、五四〇
家庭情報処理	七九五
発達と保育	四四五
被服製作	一、一一五
フードデザイン	五九五
情報産業と社会	一、三一〇
情報と表現	六九五
情報システムの開発	八七五
ネットワークシステム	一、〇八五
モデル化とシミュレーション	八六五
コンピュータデザイン	八八〇
社会福祉基礎	七三五
社会福祉制度	七三五
基礎介護	六六〇

3　平成二十四年度以降の使用に係る高等学校用教科書で平成十一年文部省告示第百五十五号による改正前の教科用図書検定申請受理種目（平成元年文部省告示第八十九号）の高等学校の表に掲げる区分に従って検定申請のあったものの定価について認可の基準となる最高額は次のとおりとする。

高　等　学　校

従前の学習指導要領（平成元年文部省告示第二十六号）に基づく教科書

○専門教育に関する各教科

教科	種目	定価の最高額（単位　円）
農業	栽培環境	一、〇九〇
	農業会計	八五〇
商業	計算事務	一、二七〇

○国土交通省告示第百二十四号

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書、同項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年一月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める件

一　一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数

競走場名	年間開催日数	年間開催回数
桐生競走場	百八十六日	十二回
戸田競走場	百八十日	二十四回
江戸川競走場	百八十日	二十四回
平和島競走場	百八十日	十二回
多摩川競走場	百八十日	二十四回